

履修、試験、および進級・卒業の認定に関する細則（抜粋版）

（履修）

第 2 条 履修とは、各授業科目、特別活動（学校行事等）とも原則として 66.7%以上の出席をし、授業科目に積極的に参加したことをいう。

2. 学生は学則別表 1 教育課程・授業時間数に示す必修授業をすべて履修しなければならない。
3. 学則別表 1 教育課程・授業時間数に選択授業がある場合、同表に記載されている要件単位以上の授業を、自身の目標に応じて選択し、履修しなければならない。選択希望は年度初めのガイダンス時に所定の用紙にて提出する。
4. 授業科目は学則別表 1 教育課程・授業時間数以外にも自由選択授業として行うことがある。自由選択授業の履修については、担任より告知する。なお、自由選択授業は進級、卒業に影響しない。

（履修授業の修得認定）

第 8 条 各授業の履修については、第 18 条に規定する評価が 5 段階評価(A, B, C, D, F)で D 以上となる科目、または合否判定評価(S, U)で S となる科目について、履修した授業を修得したものと判定する。

2. 授業修得の判定は、各授業の担当者が行い、認定は学校長が行う。
3. 一部の授業では、作品提出、試験等の結果により、単位を認定し（評価は A）、履修を免除することがある。対象の授業および試験内容は別表にて示す。
4. 学則第 12 条、学則第 13 条、および前項による単位認定は、その合計が所定の課程の修了に必要な総単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該授業科目の履修とみなすことができる。

（試験の種類）

第 9 条 試験は定期試験、臨時試験、追試験、再試験とする。

（定期試験）

第 10 条 学期末に定期的に行う試験を定期試験という。

2. 定期試験は、授業を行った全科目について、学期ごとに行う。

（定期試験の受験資格）

第 11 条 定期試験は出席率が 66.7%以上のものが受験することができる。

（定期試験の方法）

第 12 条 試験は筆記試験、口頭試験又は実技試験で行う。ただし授業によっては、レポート又は課題の提出によって試験に代えることがある。

(臨時試験)

第 13 条 授業担当教員が必要と認めたとき、定期試験以外に行う試験を臨時試験という。

(追試験)

第 14 条 定期試験の受験資格がある者で、次の各号の一に該当する理由で試験に欠席した者に対しては、1 回に限り当該年次内に追試験を行うことができる。

- (1) 天災その他突発事故による場合
 - (2) 負傷又は疾病による場合
 - (3) 公欠の場合
 - (4) その他特別の事情があると認められる場合
2. 前項の追試験を受ける場合、病気の場合は医師の診断書その他の場合は証明書又は理由書を添え追試験願を速やかに提出し、許可を得なければならない。

(再試験)

第 15 条 定期試験の評価が不合格の授業については、補習を受けた後、再試験を受験することができる。

2. 再試験の評価は、第 18 条に定める D 評価を超えない。

(必修課題)

第 16 条 定期試験がレポートまたは課題提出の場合、これらを必修課題という。

2. 必修課題の内容、提出期限はその授業内で告知する。
3. 必修課題は提出期限を試験日とし、第 14 条、第 15 条に準じて運用する。

(試験に関する注意事項)

第 17 条 試験については次のことを順守する。

- (1) 試験中は学生証を携帯し、監督者の確認を受ける。
- (2) 試験中の私語、貸し借りは一切禁止とする。
- (3) 試験は、指定された日時以外は受験できない。試験開始後の入場及び退場については、その都度監督者の指示に従うこととする。
- (4) 試験中に不正行為をしたと判断される場合、その場で退室を命じる。また教務会議にて処分を決定する。
- (5) その他必要事項については、その都度指示する。

(成績評価)

第 18 条 授業の成績評価は、臨時及び定期試験の成績、必修課題等により総合的に勘案し、下記表に定める A から F の 5 段階評価とする。また、各授業においては授業の到達目標並びに成績評価方法を設定し、各授業シラバスに明示する。

| 課題 | 試験成績 | 評価 | |
|------------|--------|----|-----|
| 授業ごとに配分を設定 | 100～90 | A | 合格 |
| | 89～80 | B | |
| | 79～70 | C | |
| | 69～60 | D | |
| | 59～0 | F | 不合格 |

2. 授業科目により点数による成績評価を行わず、合否のみ判定する事がある。これらの授業を「特別単位授業」と呼称し、その場合の履修授業の修得は合格（S）および不合格（U）で示す。特別単位授業は学則別表や各授業シラバスに明示する。

（GPA 制度）

第 19 条 海外への留学や就職時に GPA 制度による成績評価が必要な場合、申出により、学則の成績評価に基づき、下記の基準で評価する。

$4.0 \times A$ の修得単位数 + $3.0 \times B$ の修得単位数 + $2.0 \times C$ の修得単位数 + $1.0 \times D$ の修得単位数

総履修単位数（不合格含む）

| 授業科目の総合評価 | 評価グレード |
|-----------|--------|
| 100～90 点 | A(4.0) |
| 89～80 点 | B(3.0) |
| 79～70 点 | C(2.0) |
| 69～60 点 | D(1.0) |
| 59～0 点 | F(0.0) |

2. GPA の評価対象科目は、特別単位授業を除く必修授業および選択授業とし、特別単位授業、自由選択授業等は算入しない。

《参 考》

GPA 制度 (Grade Point Average)

欧米の大学や高校で一般的に使われている成績評価制度で、各科目の成績から特定の方式によって算出される学生の成績評価値のことで、履修登録した科目毎の 5 段階評価を 4.0 から 0 までの点数 (GP=グレード・ポイント) に置き換え、単位数をかけ、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均値。

海外の大学・大学院などへの留学並びに外資系企業や海外での就職の際に、海外でも通用する成績評価制度。

（卒業・進級判定基準）

第 24 条 卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。

- (1) 学則別表 1 教育課程・授業時間数に示された必修授業および選択授業によって必要な単位数以上の授業を履修し、修得していること。
- (2) 学費を完納していること。

(卒業・進級の認定)

- 第 25 条 卒業、進級の認定は卒業・進級判定会議にて審議し、学校長が認定する。
2. 進級は学校が定めた卒業に必要な授業履修を修業年限内に修得可能な場合とする。ただし長期履修制度を希望し認められている場合は、その期間も考慮する。
 3. 授業修得の認定がなされなかった者について、補講、再試験を実施し、修得の機会を再度与えることがある。

(成績下位者への警告)

- 第 26 条 1 年制、2 年制学科は半期ごと、3 年制以上の学科は年ごとに、同学科同学年内にて GPA 制度による成績が下位 1/4 以下の者に対し警告を行う。
2. 警告は担任より、成績発表時に成績表とともに提示する。
 3. 警告を受けた学生数は学科学年の在籍数とともにホームページ上で公表する。